○倉敷市労働会館条例

昭和４３年６月２７日

条例第４４号

（設置）

第１条　倉敷市における労働関係者の福祉を増進し、あわせて文化、教養の向上を図り、産業の興隆に寄与するとともに、一般市民の利便に資するため、労働会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 倉敷市倉敷労働会館 | 倉敷市稲荷町５番３８号 |

（事業）

第３条　会館は、次の事業を行なう。

（１）　会議室その他の施設の貸与

（２）　図書室の設置、公開

（３）　労働相談所の設置

（４）　その他必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第４条　会館の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１５年倉敷市条例第５４号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　会館の使用の許可に関する業務

（２）　会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（３）　第３条各号に規定する事業に関する業務

（４）　会館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第６条　指定管理者は、指定が効力を有する間、次条、第８条及び第１１条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第７条　会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（１）　開館時間　午前８時から午後10時まで

（２）　休館日　年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）

（使用の許可）

第８条　施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第９条　会館の使用料は、別表の規定により算定した額とする。

２　前項の使用料は、前条の許可を受けた際に納付するものとする。

３　市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

（利用料金）

第１０条　市長は、会館の管理を第４条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

４　指定管理者は、第２項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、会館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

５　指定管理者は、第１項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を

減免することができる。

（使用許可の取消し等）

第１１条　使用者が、次の各号の一に該当するときは、市長は、会館の使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。

（１）　使用許可の目的または条件に違反したとき。

（２）　その他管理上必要があると認めるとき。

（使用者の責任）

第１２条　使用者は、会館の施設等の使用にあたつては、じゆうぶんな注意を払い、万一施設等を滅失または破損したときは、これを原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和４３年７月１日から施行する。

（関係条例の廃止）

２　倉敷市倉敷労働会館条例（昭和４２年倉敷市条例第４７号）は、廃止する。

附　則（昭和４４年９月３０日条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年１２月２０日条例第１１２号）

この条例は、昭和４７年２月１日から施行する。

附　則（昭和４８年３月３０日条例第１８号）

この条例は、昭和４８年４月１日から施行する。

附　則（昭和４９年３月２９日条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市労働会館条例の規定によ

り徴収し、又は徴収すべきであつた使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５０年３月２７日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市労働会館条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５０年４月３０日条例第３４号）

この条例は、昭和５０年６月１日から施行する。

附　則（昭和５２年９月２６日条例第４４号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５２年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前において、この条例による改正前の倉敷市労働会館条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５３年３月２３日条例第１５号）

この条例は、昭和５３年４月１５日から施行する。

附　則（昭和５５年９月２２日条例第４５号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５５年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前において、この条例による改正前の倉敷市労働会館条例第４条第１項の規定により使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成３年９月３０日条例第１７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し、同日前に使用等の許可を受けた者については、なお従前の

例による。

附　則（平成５年７月１日条例第２５号）

この条例は、平成５年７月２０日から施行する。

附　則（平成９年３月２５日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し、同日前に使用等の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附　則（平成１７年３月２５日条例第４０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉敷市労働会館条例第８条の規定によりその管理を委託している場合については、平成１８年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

附　則（平成１８年１２月２８日条例第７４号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２４日条例第１９号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２４日条例第１１号）

この条例は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２６日条例第５０号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

６　この条例（第１条及び第３４条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前

に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２２日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

６　この条例（第２条及び第３２条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第９条、第１０条関係）

（単位　円）

| 使用時間<br>室名 | 基本使用料 | | |
|---|---|---|---|
| | 午前８時から午前１２時まで | 午後０時から午後５時まで | 午後５時から午後１０時まで |
| 大会議室 | １，９８０ | ２，５３０ | ２，５３０ |
| 中会議室 | ９９０ | １，３２０ | １，３２０ |
| 小会議室 | ７７０ | ８８０ | ８８０ |
| 和室（大） | ５５０ | ６６０ | ６６０ |
| 和室（小） | ４４０ | ４４０ | ４４０ |

（注）

（１）　連続使用の場合は、各の合計額とする。

（２）　営利目的に使用する場合は、基本使用料の１０割を加算する。

（３）　冷暖房を使用する場合は、基本使用料の１０割を加算する。

（４）　金額には消費税及び地方消費税を含む。